

自立と社会参画に向けた外国人児童生徒教育について

I 三重県における外国人児童生徒の現状とこれまでの取組

1 就学の促進

外国人の子どもの就学状況(令和元年5月1日現在)

(人)

| 区分 | 住民基本台帳上の人数 | 就学者数 | | ③不就学 | ④転居・出国(予定含む) | ⑤就学状況確認できず |
|-----|------------|----------|---------|------|--------------|------------|
| | | ①義務教育諸学校 | ②外国人学校等 | | | |
| 三重県 | 3,469 | 3,158 | 151 | 5 | 92 | 63 |
| 全国 | 123,830 | 96,370 | 5,023 | 630 | 3,017 | 8,658 |

- 住民基本台帳に登録されている人数(3,469人)のうち、義務教育諸学校または外国人学校等に就学していない外国人の子どもは160人います。
- 義務教育諸学校または外国人学校等に就学していない子どもについて、その保護者等に対して就学確認を実施した結果、不就学が5人(いずれも「家庭の教育方針」が理由)、転居・出国が92人、就学状況が確認できていないのが63人となっています。
 - ※ 本調査は、市町教育委員会が把握している就学状況に基づいたものであるため、就学状況が確認できていない63人の中には、当該市町教育委員会とは設置主体が異なる学校(国私立の学校や外国人学校等、他市町の学校)への就学者が含まれている可能性があります。
- 就学状況が確認できていない63人に対しては、市町教育委員会において、自宅への就学案内の送付、家庭訪問、電話、隣人への聞き取り等による状況確認を継続的に行うとともに、不就学の5人の保護者に対しては、就学案内等を継続に行っています。

【就学促進の取組】

(1) 就学状況の把握、安全確認のための就学状況調査

単一の市町では把握しにくい市町をまたぐ転居等を行った外国人の子どもの就学状況や安全を確認するため、今年度から県教育委員会が独自に就学状況調査を実施しています。本年度調査については調査基準日を令和2年10月1日として現在調査を実施中ですが、今後、調査結果に基づき、関係市町と必要な情報を共有し、就学状況の把握や安全確認を実施していきます。

(2) 園・学校等における支援

ア 小学校就学前の子どもへの支援

- ・ 初期日本語教室等に通う就学前の外国人の子どもの保護者を対象に、日本の教育制度についての説明を行うとともに、保護者からの就学に関する相談に対応する支援員や日本語指導を行う支援員を幼稚園等に配置しています。
- ・ 就学状況の確認や保護者の理解促進のため、外国人の子どものいる世帯に対し、市の担当者が通訳を伴い定期的に家庭訪問を行っています。

イ 小学校就学後の児童への支援

- ・担任教師が家庭訪問や懇談を通じて保護者と継続的に連携を取るとともに、外国人児童生徒巡回相談員や母語スタッフ等と連携して連絡事項や配付プリントを母語に翻訳して説明するなどの支援を行っています。
- ・教育相談や学校生活以外の相談へのきめ細かな対応をしつつ、学校教育に対する保護者の理解を深めています。

ウ プレスクール（就学前支援教室）の普及啓発

- ・外国人の子どもたちにいち早く学習のための日本語を意識させるとともに、保護者に家庭学習の重要性を伝え、また、小学校に就学する前に日本の学校生活や勉強について知り就学に向けた準備をしてもらうためのプレスクールの普及に向け、県が令和元年度に作成した「三重県プレスクールマニュアル」の市町教育委員会への周知や関係者への説明会を実施しています。

※ プレスクールの具体的な取組

- ・小学校で使う簡単な日常会話やひらがなの読み書きを学ぶ
- ・体験を通して、給食当番や掃除当番などの日本の学校の文化を学ぶ
- ・保護者に対して小学校での生活についての情報提供を行う

- ※ 現在、県内では4市（津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市）においてプレスクールが開催されています。

エ 就学パンフレットの作成・配付

新たに県に転入してきた義務教育段階の外国人児童生徒を対象に、日本の学校制度や就学手続き、学校での生活をわかりやすく解説した就学パンフレットを今年度新たに作成し、各市町の住民登録担当課へに備え付け、対象者に配付します。

パンフレットは、日本語を含む7言語（ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビサイヤ語、中国語、英語）のものを作成します。

2 進路選択への支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒数と言語数

本県の公立小中学校及び県立高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数(日本国籍を含む)

| | | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 5年間の増加 |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 小中学校 | 人数 | 1,978人 | 2,094人 | 2,203人 | 2,360人 | 2,527人 | 2,447人 | +469 |
| | 増減数 | | +116 | +109 | +157 | +167 | -80 | (+23.7%) |
| 高等学校 | 人数 | 202人 | 228人 | 235人 | 254人 | 253人 | 262人 | +60 |
| | 増減数 | | +26 | +7 | +19 | -1 | +9 | (+29.7%) |
| 合計人数 | | 2,180人 | 2,322人 | 2,438人 | 2,614人 | 2,780人 | 2,709人 | +529 (+24.2%) |

公立小中義務教育学校における日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の言語数（令和2年度）

| | ポルトガル語 | スペイン語 | タガログ語 | ビサイヤ語 | 中国語 | その他 |
|----|--------|-------|-------|-------|------|------|
| 人数 | 982人 | 407人 | 273人 | 170人 | 104人 | 211人 |
| 割合 | 45.7% | 18.9% | 12.7% | 7.9% | 4.8% | 9.8% |

※ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の言語数 27言語

※ 上表の5言語以外の22言語は次表のとおりです。

| | | | | |
|--------|--------|---------|---------|-------|
| ベトナム語 | 英語 | インドネシア語 | パシュトゥー語 | タミル語 |
| タイ語 | 日本語 | 韓国・朝鮮語 | ウルドゥー語 | シンハラ語 |
| ネパール語 | アラビア語 | ベルシャ語 | モンゴル語 | ロシア語 |
| イタリア語 | イロンゴ語 | ウクライナ語 | トルコ語 | ベンガル語 |
| マレーシア語 | ミャンマー語 | | | |

- 本県においては、公立小中学校及び高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は増加傾向にあり、平成27年度以降の5年間で529人(24.2%)増加しています。
- 令和2年度調査における日本語指導が必要な外国人児童生徒については、小中学校に在籍する日本語が必要な外国人児童生徒は2,447人で、前回調査より80人減少し、高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒は262人で、前回調査より9人増加しました。小中学校における在籍数の減少については、新型コロナウイルス感染症対策に伴う海外からの渡航禁止等が影響したものと考えられます。
- 公立小中義務教育学校における日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の言語数は27言語となっており、5言語(ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビサヤ語、中国語)の割合が90%以上を占めています。
- パンフレットやガイドブックの翻訳対応などについては、作成時期が異なることから、対応言語にバラつきがあります。今後、在籍児童生徒の多い言語に対応できるように改善に取り組んでいきます。
- 翻訳対応等ができていない言語の子どもたちへの支援について、県立学校においては、多言語翻訳機(29か国語対応)を外国人生徒が多数在籍する3校(北星、飯野、みえ夢学園)に1台ずつ配備しています。少数在籍する学校においては外国人生徒支援専門員を派遣するなどに対応をしています。また、小中学校においては、市町により多言語翻訳機を学校に配備しているところもあります。
- 今後、全ての外国人児童生徒が不安なく学校生活等を送っていけるよう、関係機関とも連携しながら、在籍割合が高い言語以外の言語への対応・支援を拡充していきます。

公立中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒の進路状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 外国籍の卒業生数 | 156人 | 167人 | 144人 | 169人 | 214人 |
| 進学等をした生徒の割合 | 94.9% | 95.8% | 97.9% | 97.6% | 96.3% |

※ 外国籍の卒業生数は、「帰国・帰国予定」及び「その他」を除いた数となります。

県立高等学校に在籍する外国籍生徒の進路状況

| | 就職 | 進学 | その他 | | |
|-------|-------|-------|-------|--------------|--------------------|
| | | | アルバイト | 帰国 (予定含む) | 進学待機・自己 開拓・未内定他 |
| 外国籍生徒 | 36.8% | 42.3% | 3.1% | 4.3% | 13.5% |
| 高校生全体 | 32.6% | 64.1% | 3.4% | | |

県内外国籍生徒と高校生全体の中途退学率

| | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|-------|
| 外国籍生徒 | 6.1% | 6.3% |
| 高校生全体 | 1.1% | 1.0% |

【進路選択への支援の取組】

(1) 小中学校での取組

ア 外国人児童生徒巡回相談員等による支援

- ・外国人児童生徒巡回相談員を学校・市町教育委員会の要請に応じて派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応指導、日本語指導等の支援を行っています。令和元年度は3,040回の学校への派遣を行いました。
- ・今年度から新たに、翻訳や通訳支援を主とした外国人児童生徒巡回支援員3名を配置しています。

外国人児童生徒巡回相談員及び支援の配置状況（令和2年度）

| | 巡回相談員 | 巡回支援員 |
|------|---|---------------------------------|
| 配置人数 | 14名 | 3名 |
| 対応言語 | ポルトガル語（7名） スペイン語（3名） タガログ語（3名） ビサイヤ語（1名） | ポルトガル語 スペイン語 タガログ語 各1名 |

イ 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援

外国人児童生徒が在籍する小中学校を対象に新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を調査したところ、家庭との連絡回数や保護者からの相談件数の増加などがみられたという学校が多くありました。こうした小中学校への支援のため県教育委員会では、外国人児童生徒巡回相談員による翻訳を行い、休校期間には222件の翻訳文書に対応しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策の中で児童生徒並びに保護者への直接訪問による対応や翻訳を要する文書量の増加に対応するため、市町独自の取組を行えるよう本年度補正予算により追加的な財政支援を行いました。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が出ているとみられる事象（R2.11月）

| 事象 | 割合（※） |
|----------------------|-------|
| 家庭との連絡の回数の増加 | 42.6% |
| 経済状況が悪化した家庭の増加 | 35.5% |
| 母語支援員等の活用の機会増加 | 25.2% |
| 保護者からの相談件数の増加 | 20.0% |
| 修学旅行や社会見学等、学校行事への不参加 | 15.0% |
| 不登校傾向の増加 | 9.7% |

（新型コロナウイルス感染症の影響の有無やその状況を把握するための県独自調査）

（※）日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する学校のうち、当該事象があると回答（複数回答）した学校の割合

ウ オンラインによる日本語教育の支援

受入児童生徒数の少ない小中学校等における日本語教育の課題解決のため、オンライン日本語教育を今年度から実施しています。

※ 令和2年11月1日現在で、名張市、伊勢市の中学校において実施されています。（いなべ市では11月下旬から実施予定）

※ 受講者は学校のパソコンルームなど、どこからでも日本語等の授業を受ける

ことができます。授業は動画を視聴するだけの学習ではなく、「双方向型」で、先生と受講者が会話をしながら進めます。教室で受ける日本語教育と同じ形式の授業を受講できます。

(2) 高等学校入学前の取組

ア 進学ガイドブックの作成

高等学校進学を希望する外国人児童生徒を対象に、三重県国際交流財団と県教育委員会が共同で「外国語を母語とする人のための高校進学ガイドブック」を編集し、振り仮名付きの日本語版とともに、8言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、インドネシア語、タイ語、韓国朝鮮語)に翻訳し、国際交流財団のWebページに掲載しています。

イ 進学ガイダンスの実施

桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、松阪市の7市において、外国人児童生徒及びその保護者に高校入試制度や奨学金、就職状況などの進路について情報提供を行う進路ガイダンスを実施しています。今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、規模を縮小して実施しました。

ウ 高等学校の特別枠入学者選抜の実施

県立高等学校入学者選抜においては、外国人生徒にとって比較的学びやすい環境にある英語関連学科や総合学科など18校で、海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜を実施しています。

また、特別枠選抜に関する情報を5言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語)に翻訳し、本県の多言語行政生活情報提供Webページ「Mie Info(みえインフォ)」に掲載しています。

エ 中学校からの学習状況の引継ぎ

日本語指導が必要な外国人生徒の学習状況について、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、松阪市の7市教育委員会と連携し、関係中学校と関係高校7校(桑名(定時制)、北星(定時制)、飯野(全日制・定時制)、みえ夢学園、上野(定時制)、松阪工業(定時制)、松阪商業)において、学習者情報の引き継ぎを実施しています。

(3) 高等学校在学中の取組

ア 進路セミナーの実施

日本での働き方等についての理解を深めるため、外国人生徒を対象に、参加生徒と同じ国籍の職業人や卒業生を講師に招いて進路セミナーを実施しました。

※ 令和元年度実施校：2校(飯野、みえ夢学園)

イ 就職アドバイザーの配置

- ・就職を希望する生徒への相談や指導を行う就職アドバイザーを配置しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い高校生の就職を取り巻く環境が厳しくなる中で増員を行い、計15名を配置しています。

- ・外国人生徒が多数在籍する学校（北星、飯野、みえ夢学園）に配置された就職アドバイザーにおいては、外国人生徒及び保護者への対応ノウハウを外国人生徒支援専門員や県教育委員会と共有するとともに、生徒の就職後も職場定着の支援を行っています。

ウ 外国人生徒支援専門員による支援

外国人生徒が地域において社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、日本語指導が必要な外国人生徒への学習支援や本人および保護者の進路相談を行う外国人生徒支援専門員を5校に7名配置しています。

| | |
|-------------|-----------------------|
| 飯野高校 | ポルトガル語（1名）、スペイン語（1名） |
| みえ夢学園高校 | ポルトガル語（1名）、フィリピン語（1名） |
| 北星高校 | ポルトガル語（1名） |
| 松阪工業高校（定時制） | フィリピン語（1名）※ |
| 上野高校（定時制） | フィリピン語（1名）※ |

エ コロナウイルス感染症対策のための支援

新型コロナウイルス感染症の拡大で学校休業期間が長期化したことにより、学習の進捗状況や進路実現に不安を抱える外国人生徒をサポートするため、外国人生徒支援専門員2名（上記※）と、就職アドバイザー3名を追加して配置しました。

II これまでの取組をふまえた課題と今後の主な取組

1 就学の促進

（課題）

すでに各市町において就学状況把握の取組が進められていることもあり、本県における令和元年度の不就学とされる外国人の子どもは、全国と比較して少ない状況（不就学の割合 全国0.51% 三重0.14%）ですが、不就学とされる外国人の子どもは少なからずおり、保護者等には日本の教育制度等を理解していただき、就学を進める必要があります。また、状況確認を試みても不在や連絡不通により就学状況の確認ができなかった外国人の子どもや保護者に対して、どのようにアプローチしていくか課題となっています。

（今後の取組）

- （1）各市町による取組の情報提供を行うとともに、各市町において、外国人の子どもの就学状況を継続的に把握し、就学・居住状況の把握及び安全確認を関係機関と連携を図りながら進められるようにします。
- （2）外国人の子どもの保護者は、教育に対する文化や考え方が異なる場合が多いため、日本の教育制度等の周知を図り、就学を進めます。

2 進路選択への支援

＜小中学校における取組について＞

（課題）

日本語指導が必要な外国人児童生徒の日本語指導、学校生活への適応指導の充実を図るため、外国人児童生徒巡回相談員等を学校へ派遣していますが、必要とする

児童生徒に対して十分な支援が行えていないのが現状です。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍については、在籍が6人未満となる学校が58.5%あり、オンラインでの日本語教育等での対応を考えていく必要があります。

(今後の取組)

- (1) 地域の状況に応じ、外国人児童生徒の日本語の多様な習得状況にきめ細かに対応できるよう市町と連携しつつ、外国語を理解することができる支援人材の派遣回数増加、指導体制の充実に努めるとともに、オンラインでの日本語教育をさらに普及していきます。
- (2) 今年度のような一斉休校等のような非常時において、日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援をいかに継続的に実施していくか、市町と連携して検討していきます。

<高等学校における取組について>

(課題)

- (1) 高等学校に入学し学ぶ意思がある生徒に対して、日本語能力の未成熟が要因となって学ぶ機会が失われることがないように、最適な入試制度を検討し整備する必要があります。
- (2) 日本語能力が不足している状態で入学する生徒が増加しており、高等学校での専門的な学びを行う上で困難を伴う状況が増えています。
- (3) 日本の雇用環境や社会制度の理解不足が考えられるため、生徒はもちろん保護者を含めたキャリア教育を進める必要があります。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響で、生徒の進路選択の幅が狭まる可能性が高まっており、外国人をはじめとする特別な支援を必要とする子どもたちへの影響が懸念されます。

(今後の取組)

- (1) 令和3年度の海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜は、外国人の志願者にとってより志願しやすい選抜となるよう、これまで各高等学校がそれぞれで志願者に公表していた後期選抜の各高等学校別検査内容を、県教育委員会が集約して実施要項に掲載します。また、特別枠入学者選抜から特別枠以外の選抜、または特別枠以外の選抜から特別枠入学者選抜への志願変更ができることとしました。
- (2) 特別枠入学者選抜で入学した生徒について、高等学校卒業後の進路状況や学校生活に関する追跡調査を行うとともに、関係市教育委員会及び中学校からこの制度についての意見の聞き取りを行いました。今後、特別枠入学者選抜について、追跡調査の結果や中学校等からの意見等をもとに検証し、令和4年度入学者選抜に向けて実施校及び募集人員の拡大について検討します。
- (3) 日本語指導が必要な外国人生徒が多数在籍している学校に対して、外国人生徒支援専門員を配置して、生徒の学習支援や保護者を含めた進路相談に対応するとともに、外国人生徒が少数在籍する学校にも派遣を行います。

- (4) 各校で外国人生徒を担当している教員に対して、オンラインを活用してより専門性の高い日本語の指導法や、日本の社会制度や日本文化の学び方のノウハウを共有し、生徒に日本語能力および日本で生きる力を身につけさせ、社会的に自立できる外国人生徒の育成をめざします。
- (5) 就職アドバイザーによる個々の生徒への支援や進路セミナーの実施等により、外国人児童生徒および保護者が、上級学校の制度や職業について理解を深め、希望する進路を選択したり、将来の自己実現に繋げたりすることができるよう取り組みます。今後も、外国人生徒へのきめ細かい就職支援を行うため、引き続き、就職アドバイザーによる支援を継続します。

Ⅲ 外国人を含む義務教育未修了者等を対象とした学び直しの機会の確保

- ・外国人も含め、義務教育未修了の学齢超過者など、さまざまな事情により学びの機会を得られないまま中学校を卒業した方等に対し、教育を受ける機会を確保していく必要があります。
- ・夜間中学に関する社会的関心の高まりや、夜間中学を全ての都道府県に少なくとも1校設置することを目指すとした国の方針等を踏まえ、県教育委員会では令和元年度に三重県内における夜間中学等への潜在的ニーズを把握するため検討を行い、「夜間中学等に関するニーズ調査」を実施しました。今年度は、ニーズ調査の結果を踏まえ、学び直しの機会をいかに確保するかについて方向性を決定するため、「夜間中学校等の就学機会確保のあり方に関する検討委員会」を設置し、検討を進めています。
- ・現在、昨年度の調査に加え、学びの目的の違い等も踏まえ、より詳細なニーズを把握するために、改めて、前回調査で直接的にアプローチできていない方々に積極的に協力を依頼しながら、現在、追加的調査を実施しているところです。
- ・今後、当該ニーズに対し県としてどのような形で対応していくことが適当か、引き続き方策を議論し、今年度中に一定の方向性をとりまとめる予定です。

夜間中学等に関するニーズ調査結果概要

(調査期間：令和元年12月20日～令和2年2月14日)

- ① 回収件数 65件
- ② 65件の回答中、「通えるところに夜間中学があったら通ってみたい」という回答は52件でした。
- ③ 「通えるところに夜間中学があったら通ってみたい」という回答した52名の国籍

| 日本 | ブラジル | ペルー | フィリピン | ポリビア | ベトナム | タイ | その他 |
|-----|------|-----|-------|------|------|----|-----|
| 11人 | 18人 | 3人 | 14人 | 3人 | 1人 | 1人 | 1人 |

- ④ 「夜間中学へ通ってみたい」と答えた人の年齢

| | 10歳~19歳 | 20歳~29歳 | 30歳~39歳 | 40歳~49歳 | 50歳~59歳 | 60歳~69歳 | 70歳~79歳 | 不明 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| 人数 | 4人 | 11人 | 11人 | 16人 | 8人 | 1人 | 0人 | 1人 |

- ⑤ 「夜間中学に通ってみたい」と答えた人の居住地

| | いなべ市 | 桑名市 | 菟野町 | 四日市市 | 鈴鹿市 | 亀山市 | 伊賀市 | 津市 | 松阪市 | 志摩市 | 玉城町 |
|----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| 人数 | 1人 | 2人 | 1人 | 6人 | 6人 | 1人 | 6人 | 7人 | 18人 | 1人 | 3人 |

「学びの場」に関するアンケート（追加的調査）中間報告概要

（調査期間：令和2年9月29日～令和2年11月30日）

- ① 回収件数（令和2年10月26日時点） 84件
- ② 84件の回答中、「学び（直し）たい」という回答は68件でした。
- ③ 「学び（直し）たい」と回答した68件のうち「通えるところに夜間中学や日本語を学習する学び（直し）の場があったら通いたい」という回答は67件でした。
- ④ 「学び（直し）たい」と回答した67件の内訳

| | |
|--------------|-----|
| 3年間の夜間中学 | 25件 |
| 一部の分野・教科等の学習 | 16件 |
| 日本語だけを学ぶ場 | 24件 |
| その他 | 2件 |

- ⑤ 「通えるところに夜間中学や日本語を学習する学び（直し）の場があったら通いたい」と答えた人の国籍

| | | | | | |
|-----|------|-----|-------|----|-----|
| 日本 | ブラジル | ペルー | フィリピン | 中国 | その他 |
| 12人 | 33人 | 9人 | 9人 | 2人 | 2人 |

- ⑥ 「通えるところに夜間中学や日本語を学習する学び（直し）の場があったら通いたい」と答えた人の年齢

| | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| | 10歳～19歳 | 20歳～29歳 | 30歳～39歳 | 40歳～49歳 | 50歳～59歳 | 60歳～69歳 | 70歳～79歳 | 80歳以上 |
| 人数 | 7人 | 5人 | 29人 | 20人 | 4人 | 1人 | 1人 | 0人 |

- ⑦ 「通えるところに夜間中学や日本語を学習する学び（直し）の場があったら通いたい」と答えた人の居住地

| | | | | | | | | |
|----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 桑名市 | 四日市市 | 朝日町 | 鈴鹿市 | 津市 | 松阪市 | 伊賀市 | 御浜町 |
| 人数 | 1人 | 19人 | 2人 | 22人 | 10人 | 4人 | 7人 | 2人 |

※ 夜間中学校等の就学機会確保のあり方に関する検討委員会での主な意見

（第1回検討委員会（令和2年7月22日開催）での意見）

- ・夜間中学は県内に1つは必要であると感じるが、家庭や仕事を持っている人にとって3年間通う難しさもある。不登校など形式的卒業者の学びと外国人の日本語学習について分けて考える必要があるが、初期は日本語を集中的に学びつつ、希望者は夜間中学で教科を学ぶなど、つながりも必要である。
- ・オンラインを活用すれば、地理的な条件に関わらず、自宅等で学ぶことができるのではないかと。
- ・経済的な問題やICTの環境整備の問題もあるが、遠方の人にとっては、オンラインでの支援も一つの方法である。
- ・中学校の形式的既卒者のための夜間中学の設置を考える一方、日本語の習得を目的とする人たちへの支援が必要である。
- ・夜間中学に通うことを希望する人の中には、学校生活を通じた友人との関係や、さまざまな活動体験を取り戻したいと考えている人もいるので、そのような人たちも満足できる仕組みも考えてほしい。
- ・外国人の子どもには、日本語を学ぶ場所が必要であると思うが、夜間中学にこだわる必要はない。

- ・ニーズ調査で回収した回答数は少なく、可能であればもう一度掘り下げてニーズを捉える調査も必要ではないか。
- ・夜間中学を設置して、継続的に生徒を集め運営できるか、税金を使う以上慎重に考える必要がある。教育委員会だけでなく、労働行政や企業なども連携しながら、就学機会確保の在り方について考えていく必要がある。

(第2回検討委員会(令和2年10月28日開催)での意見)

- ・ニーズ調査の掘り下げは難しいが、他の自治体の様子を見ると、生徒が夜間中学に通うことになったきっかけは、実際に夜間中学に通っている人からの口コミが多く、そこから一人二人と生徒数が増えていくのが実態である。
- ・追加調査の中間報告からは、義務教育内容を学び直すために夜間中学に通いたいというニーズと日本語を学びたいニーズの両方が一定数あることから、両方のニーズに応えられる、併設形の学びの場ができるのが理想である。
- ・夜間中学があればいいということは理解できるが、予算の使い方については、慎重になるべきである。夜間中学の入学希望者が少なくなっても、一度設立するとすぐに廃止することもできない。県費の使途として、他の外国人児童生徒支援策とのバランスも考えるべきである。
- ・実際に、3年間夜間中学に通うことは難しい人も多いが、途中から編入できることができるならば、学び直しのニーズは増えるのではないか。
- ・夜間中学等を設立する目的は就学機会の確保である。外国人のみならず、不登校で学校生活をもう一度取り戻したいと考える人にもしっかりと焦点をあてて考える必要がある。
- ・義務教育は、対面で学ぶことが大切であり、オンライン教育を活用するにしも、オンライン教育のみでは適切でないと考えられる。同じ場所に集まって、中学校生活を改めて体験できるようにすることが必要ではないか。